



# モチベーションの高い会社と社員を創造する いのしし社労士通信

2009. 12. 21  
第 18 号

編集・発行 いのしし社会保険労務士事務所 福岡県古賀市千鳥 6-3-10  
編集長 所長 中村雅和(社会保険労務士・AFP) TEL: 092-980-5448  
http://inoshishisyaroshi.com E-Mail: info@inoshishisyaroshi.com

1面:人を雇ったときの助成金 2面:公務員にも労働基準法が適用されるようになる話



人を雇った時の助成金  
知らずに損をする前に

不況にも関わらず業績を伸ばし、人手が足りずに求人している企業があります。

そんな会社からは

「今度、人を雇うんだけど、何か助成金はない？」とよく聞かれます。

今回はお問い合わせの多い

「人を雇った時の助成金」についてお知らせしておきたいと思います。

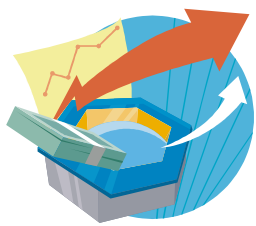
業績を伸ばす会社に共通しているのは、いい意味で「食欲」であることです。「がつがつする」とはちょっと違います。

一つだけお願いですが、雇った後では、助成金の申請は間に合いません。人を雇う予定があるときは、早めにお知らせください。

少しでもチャンスのあるところには、すかさず営業したり、知識を持つ人に尋ねたりして、いわゆる「機会損失」を減らす努力をしています。

なお、下表については、概要ですので、詳細は当事務所へお尋ねください。

助成金の申請もそんなところがあって、知っていれば



名称	内容	助成額
試用雇用奨励金(トライアル)	職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用(原則3か月)する場合	対象労働者1人あたり 1か月4万円×3カ月
特定求職者雇用開発助成金	新たにハローワーク等の紹介により高齢者(60歳以上65歳未満)、障害者等の就職が特に困難な者又は緊急就職支援者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主、65歳以上の離職者を1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主	(短時間労働者以外) 高齢者、母子家庭の母 90万円(中小企業、1年) 重度障害者 240万円(中小企業、2年) など...
緊急就職支援者雇用開発助成金	厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化した」と認める場合や、雇用維持等地域の指定が行われた場合に、再就職援助計画又は求職活動支援書の対象者(45歳以上60歳未満)を雇い入れること(この場合は当該地域内に所在する事業主に限ります。)	(短時間労働者以外) 対象労働者1人あたり 45万円(中小企業、6月)
高齢者雇用開発特別奨励金	雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により新たに一週間の所定労働時間が20時間以上かつ1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れること	(週30時間以上労働で) 対象労働者1人あたり 90万円(中小企業、1年)
若年者等正規雇用化特別奨励金	年長フリーター(25歳以上40歳未満)や内定を取り消された新規卒者(40歳未満)に対し、一定期間毎に引き続き雇用されている	100万円(中小企業、2年6月)
派遣労働者雇用安定化特別奨励金	6ヶ月を超える期間、継続して派遣労働者を受け入れていた業務に、派遣労働者を一定の条件で直接雇い入れた場合など	100万円(中小企業、2年6月)



## 公務員も労働基準法を適用されるようになる話

長年、公務員の労働組合が求めていた「労働基本権の回復」が民主党政権となり、ようやく実現する可能性が出てきました。

労働基本権と言っても、中学か高校で習って以来、そんなの知らない人がほとんどだと思えますので、簡単に解説しますと、

憲法で、勤労者は労働組合を作り、労使交渉をし、ストライキをする権利が保障されています。

しかし公務員の公共性から、代償措置を講ずる代わりに、一定の制約を行うことはやむを得ないという裁判例があります。

したがって、公務員は給料が保証される代わりに労働基本権が制約されています。

中小零細企業で働くほとんどの人が組合未加入の状況では、憲法の規定はほぼ有名無実なのですが、憲法で保障された権利を制限する代償はそれだけ大きなものがあるということです。

さて話を元に戻します。が、公務員の労働基本権の回復というのは、単に権利を公務員に与える、というだけの話ではありません。

今まで適用されない「労働基準法」、「労働組合法」その他、一般に適用されている法律を公務員にも導入する、という話です。

地方公務員がフレックスタイムや1年単位の変形労働時間制を法律上活用できない、というのを存じでしたか？今までは

労働組合法でいう「労働協約」を結べなかったのが、結ぶことができるようになる、議会と労使自治の力関係はどうなるの？

さらに、民間労組は在籍しながら労組専従できる期間に制限はないのですが、公務員は、5年（最長7年）しか専従できない制限がある、というのも公務員の労働関係ならではの特殊性です。

また公務員は雇用保険未加入ですので、失業しても保険から手当は出ませんが、民間企業並みにリストラを可能とし（今でも法的には可能ですが）、雇用に保険に公務員を加入させて、リストラしやすいようにする、だとか、いろんな話があります。

今後、具体的な話が詰められると思いますが、公務員のみならず、基本権回復後の労使関係について、法律を学ぶ必要があるのではないのでしょうか。

### カラーデザインリング「てのや」

福岡の新進気鋭カラーコンサルタント「カラービジネスラボ」の片山孝子氏が、天然石デザインリングのショップを始めました！

『てのや』のカラーデザインリングは、天然石の配色をすべてカラーコンサルタントが監修したオリジナルデザインのリング（指輪）です。



「色の組み合わせってセンス次第だから・・・」、そんなことはありません。色の並べ方や組み合わせの仕方には「ルール」があるのです。

そのルールを生かしてカラーデザインしたリングをネイルや洋服などファッションのコーディネートの一部として気軽にお楽しみください。

お問い合わせは、<http://teno-ya.com/>（てのや）まで。

### こんな学習会や講演会をしませんか？

- 農業者向け 農作業事故防止、農業者の労災加入支援
- 自治体労働組合向け 地方公務員法と労働基準法、労働基本権回復に向けた取り組みについて
- 起業家・学生向け 「脱サラして即起業！」セミナーなど。多くの講演経験を持つ所長の講演は分かりやすいと評判です。お気軽にご連絡ください！

### 編集後記

先日、無事「紛争解決手続代理業務試験」を終えました。筆記試験なので、ラッキーは通じません。とにかく書かないと覚えないので、ラスト1週間はノートに書いて書いて書きまくりました。その甲斐もあってか、とりあえず本番では、答えらしく書くことはできました。

人間、やればできるもんだなあ、改めて思います。さて、今年も終わりです。1年を振り返れば、いくつかの目標のうち、ほぼ達成したのが「年間講演回数」だけ。他の目標はほとんど先に進みませんでした。努力不足です。来年は、というより今日からまた先に進むことにしましょう。みなさまよいお年を！

（中村）



ご意見、ご感想はこちらまで  
TEL：092-980-5448 FAX：092-944-5689  
E-Mail：info@inoshishisyaroshi.com  
811-3113 福岡県古賀市千鳥 6-3-10  
いのしし社会保険労務士事務所 中村雅和